

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一〇節 電産の争議

「再編成」以後の電気事業

電気事業の「再編成」が、日本電気産業労働組合(電産)をはじめ各労働組合の反対を押しきって、一九五一年五月一日に実現した事情は、すでに本年鑑第二五集で述べたとおりである。

この「再編成」は、電産を弱体化し、労働者からの搾取を強めることに重要な役割をはたしたが、また同時に、「独立採算」を維持するなどという理由で高い電燈料をすいあげ、これを内部留保の形式(減価償却費、修繕費、貯蔵品などの増加)で蓄積しながら独占資本には安い料金で電力を供給し、それを強化するのに奉仕している。すなわち「再編成」以後、電気料金は、一九五一年八月に三一%、一九五二年五月に二八%の値上げが、またたくまにおこなわれた。一九五二年五月の値上げでは国民の反対を緩和するため、それまでのやりかたを変更し、大口電力が小口電力や従量電燈よりはるかに高率の値上げとなっているが、じっさいは電力の割当制度を利用して、独占資本への割当をふやし、超過料金をとらないことによって、値上げの影響を相殺している。また、さいきん、独占資本とは個別的な契約を結ぶ方針をとっており、たとえば、昭和電工川崎工場には、一キロワット時九〇銭という安い料金で電力が供給されているのである。

以上のような電気事業の動きは、いうまでもなく国民経済の軍事化に対応しており、アメリカへの従属を深める道をひらいている。これによって電産の組合員は、労働条件がますます低下し、がまんのならない状態に追いこまれた。

一九五二年八月、電産が中央労働委員会に提出した賃金調停資料「電気事業の特殊性について」は、つぎのような点を指摘している。

二三年三月協定(新規採用停止)以来、電気労働者は逐年減少の一途をたどるのに反し、業務量は逆に増大するばかり。しかも仕事の量がふえるだけでなく、需給調整規則だの供給規定だのとつぎつぎに複雑化され、仕事がやりにくくなっている。しかも、戦前の二―三割も電気は増産されている。だから、労働強化の実態は、戦前と比較にならないほど、ひどくなっているのである。すなわち、この三か年の電力供給の推移をみると、毎年上昇線をたどり、とくに朝鮮動乱前までは、なお戦前のように季節的に繁閑のむらがあったが、さいきんは一年中を通じて特需電力をみたすためのフル運転がつずいている。こうした需要の激増はまた、あらかじめたてられた需給想定一増加率予想をはるかに上廻り、そのたびに業務は複雑さを増している。

二四年上半期末一四万五九七九名いた従業員は、二五年上半期末には一三万九七九七名、二六年上半期末には一三万六〇六七名、それが二七年三月末には一二万〇〇〇八名に激減している。

電産は、一九五二年二月二五日から三日間にわたりひらかれた拡大中央執行委員会で、新賃金要求案を大衆討議し、四月初旬にまとめられるよう準備をすすめて、要求案は、総評がだした「賃金綱領」の基本線にそってつくることを決議した。

また電産は、三月二八日、電気事業経営者会議(電経会議)にたいし、一九五一年一〇月二八日付労働協約の一部改訂申入れをおこなった。この申入れは、「現行協約の趣旨に立脚し、労使間に惹起され、もしくは将来予見される紛争の防止に主眼をおき、とくに、(イ)主要なる労働条件ならびに待遇の基準に関する事項の協議決定、(ロ)合理的慣行の規定化、(ハ)協約の解釈適用に関する疑義ある条項の明確化、(ニ)その他労働条件の適正化、などを目的としている」(電産中央常任執行委員会、協約調停案についての大衆討議資料)。中央機関紙「電産」(四月四日号)によれば、「もちろん個々の要求内容自体は組合の理想とするところとは、ほど遠い部分が多いけれども、可能な範囲における各種労働条件の協約化による全国的統一調整などに考慮がはらわれている。とくに、さいきんの傾向として会社側が意識的に協約の遵守義務を怠り、それに関連する労使間の紛争が頻発しつつあることは、まことに寒心にたえない」ところであった。

電産会議もまたこれに対抗して、同日つぎのような内容の労働協約改訂案を発表した。

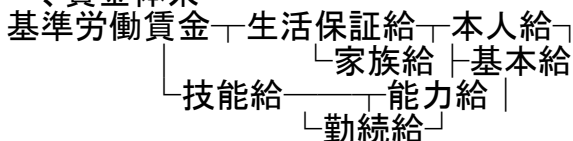
- (一)事実上のオープン・ショップ制の確立。
- (二)争議行為予告(三日前)制の確立
- (三)争議不参加者(守衛、運転手、タイピストなど)の設定。
- (四)労働条件のきり下げ。
 - イ、メーデー、地方祭の廃止。
 - ロ、休日振替制の設定。
 - ハ、勤続年数区分による普通休暇制(勤続五年未満一〇日、同一〇年未満一五日、同一〇年以上二〇日)の採用。
 - ニ、特別休暇の一部(女子生理、忌服者の葬儀参列、法要、大掃除、復員)廃止。
 - ホ、特別休暇日数の縮減(転勤三日以内、結婚本人のみ五日、配偶者出産一日)。
 - ヘ、業務外の傷病による休職期間中の賃金六割支給。
 - ト、賃金差引計算法の改訂(差引対象賃金一基準労働賃金、僻地手当、建設地手当、職責給、職務手当の合計額)。
- (五)経営会議付議事項の制限

四月四日から五日間にわたりひらかれた電産拡大中央執行委員会で、新賃金要求案(中央常任執行委員会試案)が討議され、最低一七才の本人給六〇〇〇円案を、一八票対三〇票で否決、七〇〇〇円とすることに決定した。また、都市手当を、基準賃金からきりはなして要求するなどの修正を加えて、要求が採択された。

電産は、この決議に基づいて、四月一四日、つぎのような要求書を電経会議に提出した。

(基準労働賃金改訂要求)

一、賃金体系



二、要求金額

(1)本人給 一七才以下七〇〇〇円

年令加給

一八才より二五才まで 一才につき 二〇〇円

二六才より三四才まで 一才につき 三〇〇円

三五才より四五才まで 一才につき 一〇〇円

[註]年令はすべて呼年とする。

(2)家族給

配偶者 一八〇〇円
父母子女一人につき 一四〇〇円
弟妹その他一人につき 一〇〇〇円
〔註〕支給認定基準は別途協議する。

(3)能力給 最低一〇〇〇円、最高を現行どおりとし、査定基準については別途協議する。

(4)勤続給
勤続一年につき六〇円。

(5)実施期日

昭和二七年四月一日以降とする。

〔註〕職責給、職務給ならびに現行基準賃金中の地域給は廃止する。

(都市手当要求)

一、支給率

A都市 生活保証給の二〇%相当額

B都市 生活保証給の一五%相当額

C都市 生活保証給の一〇%相当額

二、支給区分

A都市 六大都市(東京都は区部のみ)

B都市 京浜ならびに京阪神地区

C都市 (1)つぎの三条件を全部具備する都市

イ、人口二五万以上(四月一日現在)

ロ、いちじるしき戦災地

ハ、現行地域給二号地以上

(2)北九州五都市(小倉、八幡、門司、戸畑、若松)

支給にあたっては居住地を原則とし、本人分については居住地、勤務地いずれか高率をとる。

三、実施期日

昭和二七年四月一日以降とする。

労働協約に関する団体交渉は、四月一日に労使双方の改訂案についての説明会をひらき、つづいて四月一〇日、二〇日、二二日、二四日、五月八日と五回にわたりおこなわれたが、ついに五月一〇日交渉が決裂して、電産は一三日に中央労働委員会へ調停を申請した。調停委員会は、六月一日の第一回委員会以後、同月一三日、一九日、七月二日、九日の五回にわたりひらかれ、ほかに三回の非公開委員会を経て、七月二二日、調停案が労使双方に示された。この調停案の主要な点はつぎのとおりである。

(一)争議予告と争議不参加者の事前協定について、電経会議の主張をとりあげているが、要望ていどで拘束性はない。しかし、電産には徳義上の責任が負わされる。

(二)解雇の項を若干補足し、組合の要求をとりいれている。

(三)「採用基準は協議決定事項とする」という電産の主張にたいし、「協議とは信義誠実の原則に基き十分協議することである」と説明して、協議決定事項にはしていない。

(四)労働条件については、「当事者において交渉を重ねられたい」として、すべて除外している。

一方、新賃金要求に関する団体交渉は五月一五日の第五回交渉で決裂した。電経会議の要求拒否理由は、(イ)料金値上げのなかに、やっと現在の賃金のうらづげを得た段階であること、(ロ)現在の賃金は増額してからまだ日も浅いこと、の二点であった。電産は、翌一六日、中央労働委員会へ調停を申請した。調停委員会は、六月一八日の第一回委員会以後、七月二九日の第八回委員会まで公開してひらかれた。この間、とくに重要なできごとは、七月一二日の第五回調停委員会で、電経会議が、電産の要求にたいする代案であるとして「賃金合理化要綱」を提出したことである。これは、もっとも典型的

な職階制賃金案として注目をひき、一九五二年秋季闘争に対決する独占資本の宣戦布告ともみなされたのであった。同要綱の説明書「電気事業における職務評価ならびに人事考課」は、つぎのように述べている。—「電気事業経営者は、(1)職務権限をあきらかにして人事組織を確立する、(2)適正人員数の決定、(3)適正配置、(4)教育訓練、(5)労働力の保全、(6)労働の質と量に応じた賃金配分、などの問題を解決し、労働力をして、事業の経営目的にむかって経営価値的に最大の効果を発揮せしむるため二つの手がかりを考慮するにいたった。その一つは経営内の職務評価で、他の一つは従業員の人事考課である。」八月一五日号の「電産」紙は「調停委員会もなぜか、この会社案をめぐる審議に長時間をかけ、賃金闘争は早くも容易ならぬ前途を思わせる段階にきた。折も折、電経会議は約四〇〇万円のムダ金を投じて宣伝戦にのりだしたといわれ、尨大な資料、宣伝パンフが全国にながされる反面、各電力会社も職階制説明会をつぎつぎにひらき、秋季賃上げにたちあがる職場のきりくずしにのりだした」と報じている。電産中央常任委員会は、八月一二日、「各級機関はさらに職場大会などをもって組合要求案を再確認し、賃金闘争をもりあげる。各級機関は組合員の労働条件に関する問題を、現段階において一方的に説明会を開催することにたいし抗議すること。中央は電経会議に抗議する」と指示した。

さて、新賃金要求に関する調停委員会は、八月一日の第九回委員会以後は非公開となり、総選挙告示翌日の九月六日にいたって、労使双方につぎのような調停案が示された。

(調停案本文)

一、基準賃金は昭和二七年一〇月以降一人平均月額一万五四〇〇円(税込)とする。

二、右賃金の配分は生活保証給と能力給(勤続給をふくむ)との割合を六〇対四〇とし、つぎの基準によって決定する。

(1)イ、最低本人給は四四〇〇円とする。

ロ、年齢加給はつぎのとおりとする。

一八歳から二五歳まで 一歳につき一二〇円

二六歳から三五歳まで 一歳につき一六〇円

三六歳から四〇歳まで 一歳につき一〇〇円

(2)家族給は現行どおりとする。ただし、支給範囲は社会的水準を考慮して再検討する。

(3)地域給は現行どおりとする。

(4)能力給の最低は一二〇〇円とする。

(5)勤続給は一年につき五〇円とする。

三、基準外賃金は基準賃金にたいして平均二五%の限度に圧縮する。

四、職階級制度については両者さらに協議して決定する。

五、労働条件のうち不合理な点については両者協議のうえ是正する。

六、退職金についての争点は両者の協議が進行中であるので、これにあわせ協議する。

七、経理の実情から右賃金の実施が事実上困難となる会社については別途協議すること。

また調停案前文で「料金改訂と賃金改訂の時期を一つにする」ことを提案し、その賃金改訂も「一年一回の程度におさめる」のが適当で、この問題を研究するため「賃金委員会」を組織し、「電気事業の賃金が常に大きなストライキをともなつてのみ解決されるという過去の経験は、このあたりで強く反省されねばならぬ」と述べている。

■←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
